

令和 6 年度
河川砂防技術研究開発公募実施要領
〔 継続課題 〕

令和 5 年 10 月

国土交通省
水管理・国土保全局
国土技術政策総合研究所

令和 6 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領
〔 継続課題 〕

目 次

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要	1-1
2. 河川技術部門公募要領	2-1
2.1. 公募概要	2-1
2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価時および事後評価時	2-1
2.3. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価時および事後評価時	2-11
2.4. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価時および事後評価時	2-16
3. 砂防技術部門公募要領	3-1
3.1. 公募概要	3-1
3.2. 砂防技術分野	3-1
3.3. 地域課題分野（砂防） 一般型	3-2
3.4. 地域課題分野（砂防） F S スタート	3-7
4. 河川生態部門公募要領	4-1
4.1. 公募概要	4-1
4.2. 地域課題分野（河川生態）	4-1
4.2.1. 移行時（ F S 研究からの一般研究への移行 ）	4-1
4.2.2. 中間評価時および事後評価時	4-6
5. 海岸技術部門 公募要領	5-1
5.1. 公募概要	5-1
5.2. 海岸技術分野	5-1
5.3. 地域課題分野（海岸）	5-1
別添資料	
<別添資料 1> 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）	1
<別添資料 2> 共同研究体協定書（案）	8
<別添資料 3> 申請事項変更届	12

応募書類、提出書類については、別冊の様式をご覧ください。

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

河川砂防技術研究開発公募の概要（目的、分野、問い合わせ先等）については、「令和 6 年度河川砂防技術研究開発公募実施要領」第 1 章に記載しています。

適宜参照してください。

2. 河川技術部門公募要領

2.1. 公募概要

河川技術・流域管理分野の技術研究開発公募は、河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目指す。

2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和6年度に継続する技術研究開発課題は次のとおりです。

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

課題名	「越水時における河川堤防裏法部の侵食量を評価する技術の開発」
技術研究開発期間、費用負担限度額	2年以内、費用負担限度額は合計2,000万円まで(各年度1,000万円) 研究代表者の年齢は50歳未満
背景	- 令和元年東日本台風では、全国で142箇所の堤防決壊が発生し、このうち122箇所（約86％）は「越水」が決壊の要因であると推定された（図-1）。 - これを踏まえ、「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」では、越水した場合でも決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の技術開発を進める必要があると提言。 - 越水時の堤防の決壊・非決壊を分ける要因・メカニズムは十分に解明されていない（図-2、図-3）が、現状、越水時の堤防の破壊過程は、裏法部（一般的には法尻から侵食が始まる場合が多い）の侵食から始まり、天端の崩壊、決壊へと進行すること（図-4）や裏法部の侵食は、越流水によって裏法部に作用するせん断力が裏法部の耐侵食力を上回ることによって生じることが知られている。 - そのため、堤防を粘り強い構造に強化するためには、裏法部に作用するせん断力を低減させる等により裏法部の侵食を抑制することが重要となる。 - 現在、裏法部の侵食を抑制する方法としては、シートやブロック等で裏法部全面を被覆する構造（表面被覆型）等が検討されている

が、裏法部の耐侵食力や裏法部に作用するせん断力については、十分な知見がない。

- ・ そこで本公募では、裏法部の堤体土表面の耐侵食力や堤体土表面に作用するせん断力の評価手法を開発するものである。

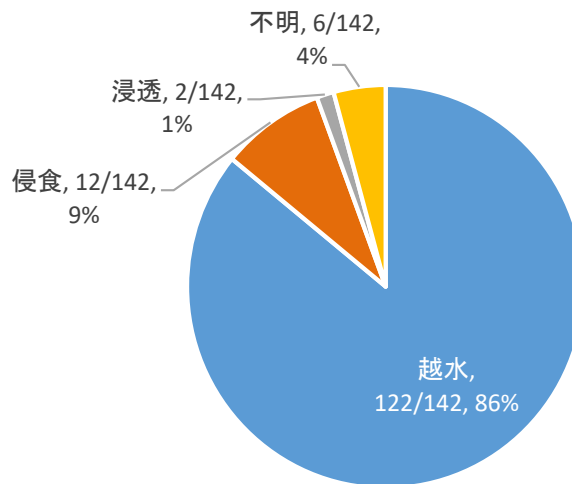


図-1 令和元年東日本台風における決壊の主な要因
(国・県管理)



図-2 越水による決壊(千曲川)

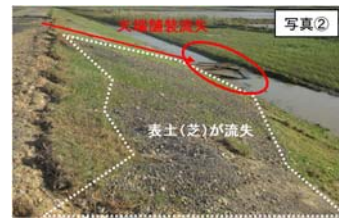


図-3 越水後決壊無し(那珂川)

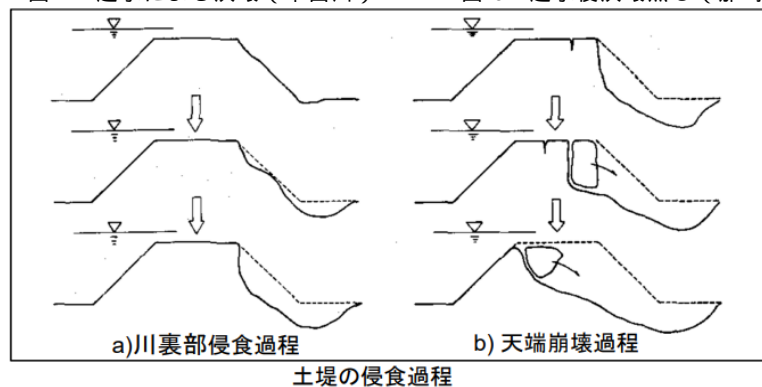


図-4 越水による河川堤防の壊れ方

図-1 は、河川堤防の強化に関する技術検討会資料より抜粋

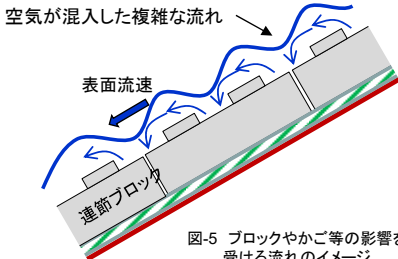
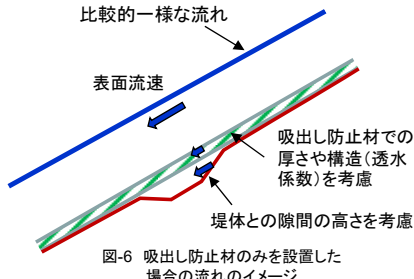
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/teibou_kentoukai/dai01kai/index.html

図-2 は、第 2 回令和元年台風第 19 号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会資料より抜粋

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/dai02kai/index.html

図-3～4 は、第 1 回令和元年台風第 19 号の被災を踏まえた河川堤防に関

	する技術検討会資料より抜粋 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/dai01kai/index.html
技術研究開発の内容、リクワイヤメント（要求事項）	シートやブロック等で裏法部の堤体土表面を被覆することによる侵食抑制効果を把握するため、堤体土表面の耐侵食力、堤体土表面に作用するせん断力（流速）を評価する手法の開発を行う。 以下、の両方の技術開発を行うことが望ましい。 内容 堤体土表面の耐侵食力に関して - 裏法部の耐侵食力は、堤体の土質や施工状態（締固め度）による影響を受けることから、土質や施工状態（締固め度）の違いを反映する必要がある。 - 越水時には、川表からの浸透や降雨、越流水によって、堤体が浸潤する。耐侵食力は、浸潤することで低下することから、堤体の浸潤状況を考慮する必要がある。 - 耐侵食力を超えるせん断力等が作用した場合の侵食速度を予測できることが必要である。 - 耐侵食力を評価する従来の手法としては、土の引張破壊応力（堤体土の引張破壊に要する引張力の最大値であり、現場試験によって求められる）と侵食限界流速（堤体土の侵食速度が急激に増加し始める流速）との関係から侵食速度を評価する手法がある。従来の手法については文献 1)などが参考になるが、土質や施工状態（締固め度）、浸潤状況などによる耐侵食力の変化を考慮できない。 - 法尻の堤内地側地盤の耐侵食力は検討対象としない。 のリクワイヤメント - 土の引張破壊応力に、堤体の土質、施工状態（締固め度）、浸潤状況等を反映し、堤体土表面の耐侵食力（侵食限界流速、侵食速度）を評価できる手法の確立。なお、当該手法によらず、新たな評価指標や試験方法を確立してもよい。 - 河川堤防の築堤に用いられる粘性土、砂質土（河川土工マニュアル第3章参照 https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/11）に適用可能な手法であること。 内容 堤体土表面に作用するせん断力に関して - 堤体土表面に作用するせん断力は一般的に不等流計算によって評価されるが、ブロックやかご等の表面被覆材を設置した場合には、空気が混入するなどの複雑な流れとなり（図-5）、ブロックやかご等の表面被覆材の影響を考慮する必要がある。 - ブロックやかご等の表面被覆材の下に通常は吸出し防止材を設置するが、吸出し防止材の厚さや構造（透水係数）を考慮する必要がある。 - また、堤体の沈下等により、表面被覆材と堤体土表面との間に隙間が生じることがあるが、隙間の高さを考慮する必要がある。

	・ 法尻に設置した基礎工堤内地側の洗掘の有無、堤内地の湛水状況を考慮する必要がある。 ・ 吸出し防止材のみを表面被覆材として設置した場合（図-6）の堤体土表面に作用するせん断力の算定手法については、文献 2) などが参考となるが、ブロックやかご等による流れの変化、隙間の高さについては考慮できない。 のリクワイヤメント ・ 表面被覆材設置時に越水した際の裏法部における堤体土表面に作用するせん断力（流速）の算定手法の確立。ブロックやかご等が流れに与える影響、吸出防止材の影響を考慮すること。なお、堤体土表面の急激な侵食に至る前の解析を想定しており、堤体の変形過程の解析は含まない。  図-5 ブロックやかご等の影響を受ける流れのイメージ  図-6 吸出し防止材のみを設置した場合の流れのイメージ
参考となる文献	1) 福島雅紀・笹岡信吾・田端幸輔：越水による河川堤防の壊れ方に関する考察、河川技術論文集、第 28 巻、pp.85-90、2022 . 2) 堀謙吾・藤田光一・服部敦・宇多高明：侵食防止・植生繁茂を両立させるシート材の持つべき基本特性、第 51 回土木学会年次学術講演会、pp.376-377、1996 .
テーマ例	・ 堤体の浸潤状態等を考慮した、裏法部の堤体土表面（表面被覆材設置の場合は被覆材下）の侵食速度評価手法の開発 ・ 表面被覆材設置時の裏法部の堤体土表面（被覆材下）に作用するせん断力（流速）の算定手法の開発
実施条件等	・ 技術研究開発の実施にあたり、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。 ・ 評価手法の検証のためのデータとして、以下を提供可能。 （内容 に関して） ・ 大規模越水実験結果（実験模型形状、越水前の川表側の水位、堤体内浸潤線、越流量、侵食形状、堤体土の土質試験結果、実験動画）（S54 年度～S58 年度実施） 越水前に、川表側に数日間水を湛水させ、堤体内の浸潤状況を確認したうえで、越水実験を実施している。

	土質を変えて、4 ケースの土堤の実験を実施している 実施した土質試験は、土の粒度試験、土粒子の密度試験、土の含水量試験、土の液性・塑性限界試験、突き固めによる土の締固め試験、土の透水試験、一面せん断試験、三軸圧縮試験 実験結果等から検証が困難な場合は、土質試験等から判断できる一般的な土の性質を耐侵食力の評価に考慮してもよい。 （内容 に関して） ・ 越水時にブロックに作用する流体力の計測実験結果（越流水深、ブロックの形状、分力計による抗力・揚力・モーメントの計測値、実験動画（固定床、縮尺 1/4 実験））（R2 年度～R3 年度実施） 上記について、ブロックの形状は、突起の形や、突起の高さ、突起の角度を変えた実験（全 10 ケース程度）を実施している。 ・ 大規模越水実験結果（実験模型形状、越流水深、越流時間、侵食形状、堤体土の土質試験結果、実験動画）（R1 年度～R3 年度実施） 表面被覆材としては、吸出し防止材を設置したケース、吸出し防止材の上に連節ブロックを設置したケース、ブロックマットを設置したケースの 3 ケースの実験を実施している。 侵食形状は、表面被覆材を含む実験模型の表面形状、実験終了後に表面被覆材を取り除いた堤体土表面の形状を 3D レーザースキャナーにより計測している。 実施した土質試験は、土の粒度試験、土粒子の密度試験、土の湿潤密度試験、土の液性・塑性限界試験、突き固めによる土の締固め試験、土の透水試験、三軸圧縮試験、現場密度試験（R1 法）、引張破壊試験 ・ 吸出し防止材と堤体の隙間を流れる流速の計測実験結果（固定床、縮尺 1/4 実験）（R4 年度実施予定）
--	---

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 6 年 2 月 8 日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和 6 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 6 年 3 月～令和 6 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 7 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 7 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 2.1、表 2.2 のとおりです。

表 2.1 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河指-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式河指-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式河指-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式河指-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河指-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河指-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河指-7 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）	様式河指-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式河指-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出部数

電子データ（様式河指-1～様式河指-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.1、表 2.2 に示す様式申請票、様式河指-1～様式河指-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.2 に示す様式河指-1、様式河指-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）:

様式申請票、様式河指-1～様式河指-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）:

様式河指-1、様式河指-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.3 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切ります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 2.3 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価の評価基準

総合評価 ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
--	---

2. 河川技術部門 公募要領〔継続課題〕
2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）

	り)
<u>．技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、技術研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>．研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>．研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.4 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.4 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）
<u>．目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>．研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>．研究成果</u> (1) 技術革新性	a：十分推進することができた。

・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）導入可能性</u> ・研究成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料１「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第３条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料２「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

2.3. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 5 年度に採択された研究テーマで令和 6 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 6 年 2 月 8 日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和 6 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 6 年 3 月～令和 6 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 7 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 7 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 2.5、表 2.6 のとおりです。

表 2.5 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））/ 継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提流-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 1)	2 枚以内
	様式河提流-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 2)	3 枚以内
	様式河提流-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 3)	1 枚以内
	様式河提流-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提流-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河提流-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提流-7 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 2.6 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1 枚

2. 河川技術部門 公募要領〔継続課題〕
2.3 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））

流域管理分野（提案型課題（流域課題））	様式河提流-8 - -	河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	9 枚程度
---------------------	-------------------	--	-------

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出部数

電子データ（様式河提流-1～様式河提流-8 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.5、表 2.6 に示す様式申請票、様式河提流-1、様式河提流-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.6 に示す様式河提流-1、様式河提流-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式河提流-1～様式河提流-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式河提流-1、様式河提流-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することとはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、＜別添資料 3＞の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	・ 複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・ 評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 2.7 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.8 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.8 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとはいえない。（コメントあり）
<u>目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切で	a：適切であった。 b：概ね適切であった。

あったか。	c：不適切であった。
<u>研究 成果</u> <u>（１）課題解決性</u> ・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

2.4. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価時および事後評価時

(1)技術研究開発課題

令和 5 年度に採択された研究テーマで令和 6 年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

(2)スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 6 年 2 月 8 日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和 6 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 6 年 3 月～令和 6 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 7 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 7 年 6 月	事後評価（ヒアリング）

(3)審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 2.9、表 2.10 のとおりです。

表 2.9 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））/ 継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式河提地-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 1)	2 枚以内
	様式河提地-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 2)	3 枚以内
	様式河提地-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その 3)	1 枚以内
	様式河提地-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河提地-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1 枚
	様式河提地-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提地-7 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

新規採択時に増額を希望された課題の様式河提地-6 は、増額有り無しの 2 種類をそれぞれ 1 枚ずつ提出してください。

表 2.10 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式河提地-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出部数

電子データ（様式河提地-1～様式河提地-8 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.9、表 2.10 に示す様式申請票、様式河提地-1～様式河提地-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.10 に示す様式河提地-1、様式河提地-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式(CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）:

様式申請票、様式河提地-1～様式河提地-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）:

様式河提地-1、様式河提地-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施

期間の末日まで

・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することとはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、＜別添資料 3＞の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.11 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切ります。

新規採択時に増額を希望された課題について、評価委員会による中間評価結果が

優良と評価された場合に増額します。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.11 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>・技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>・研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 2.12 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 2.12 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）
------------------------------	---

<u>．目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>．研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>．研究成果</u>	
<u>（１）課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5)審査結果の通知・公表

a)審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b)審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

3. 砂防技術部門公募要領

3.1. 公募概要

砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（砂防）

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

一般研究のみの１段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、ＦＳ研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の２段階で行う指定型課題のもの（以下、ＦＳスタートという）の２種類があります。

a) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) ＦＳ研究（フィージビリティスタディ研究）

管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究です。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

3.2. 砂防技術分野

令和６年度に継続する課題はありません。

3.3. 地域課題分野（砂防） 一般型

(1)技術研究開発課題

令和5年度以前に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限りです。

(2)スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施

（次年度に継続して応募する場合）

令和6年12月～令和7年2月頃	中間評価（ヒアリング）
令和7年3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年5月以降	事後評価（ヒアリング）

（研究が終了する場合）

令和7年5月以降	事後評価（ヒアリング）
----------	-------------

(3)審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表3.1、表3.2のとおりです。

表 3.1 地域課題分野（砂防） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（砂防）	別紙地砂-1	応募・審査書類提出票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その1）	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その2）	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その3）	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地砂-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 3.2 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10 枚
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 3.1、表 3.2 に示す別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表 3.2 に示す様式地砂-7、様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）：

別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：（別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8 及び添付書類）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(契約図書に規定する成果品)

地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外に応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 3.3 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付

与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切ることがあります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の12月～2月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.3 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>・技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>・研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 3.4 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.4 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとはいえない。
<u>・目標達成度</u>	a：十分達成した。

・当初の目標を達成することができたか。	b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>．研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>．研究成果</u> <u>（１）課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5)審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費(備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他)
- ・諸経費

3.4. 地域課題分野（砂防）FSスタート

(1)技術研究開発課題

令和5年度以前に採択された研究テーマで、令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・土砂・洪水氾濫対策計画立案のための地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上（R5年度FS研究）
- ・土砂・洪水氾濫対策計画立案のための地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上（R4年度FS研究）
- ・気候変動による降雨・流出特性および土砂移動現象の変化を踏まえた新たな土砂災害対策に関する研究（R4年度FS研究）

(2)スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月(予定) 中間評価（ヒアリング）

令和6年3月 継続の可否決定、公表

令和6年3月～令和6年5月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

（次年度に継続して応募する場合）

令和6年12月～令和7年2月頃 中間評価（ヒアリング）

令和7年3月 継続の可否決定、公表

令和7年3月～令和7年5月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和8年5月以降 事後評価（ヒアリング）

（研究が終了する場合）

令和7年5月以降 事後評価（ヒアリング）

(3)審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表3.5、表3.6のとおりです。

表 3.5 地域課題分野（砂防） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課	別紙地砂-I	応募・審査書類申請票	1枚

題分野 (砂防)	様式地砂-1	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その2)	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その3)	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度(令和○年度)の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式地砂-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 3.6 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ(別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8はwordファイルの形式)で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 3.5、表 3.6 に示す別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表 3.6 に示す様式地砂-7～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）：

別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：（別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8 及び添付書類）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

河川砂防技術研究開発公募 担当係

E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

（契約図書に規定する成果品）

地方整備局等 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、＜別添資料 3＞の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間審査・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 3.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切ります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 12 月～2 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.7 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>・技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>・研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 3.8 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 5 月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 3.8 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
<u>・目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>・研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果</u>	
<u>（１）課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

3. 砂防技術部門 公募要領〔継続課題〕
3.4. 地域課題分野（砂防） FSスタート

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

4. 河川生態部門公募要領

4.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川やその流域において、河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした環境の保全と創出の様々な取組が進められています。

地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、生態学と河川工学等を組み合わせた学術的アプローチで現地調査等を通じた共同研究を行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。研究段階はF S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a）F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b）一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.1. 移行時（F S 研究からの一般研究への移行）

(1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマ（FS研究）で令和6年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限ります。

令和5年度FS研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究（R5年度FS研究）

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は移行評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和6年1月～令和6年3月 移行評価（書面・ヒアリング）

令和6年3月（予定） 移行の可否決定、公表

令和6年3月～令和6年5月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和6年11月～令和6年12月 研究集会での発表

令和 7 年 1 月（予定） 継続課題の様式提出

令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月 中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表
（次年度に継続して応募する場合）**(3) 審査書類**

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 4.1 のとおりです。

表 4.1 地域課題分野（河川生態） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（河川生態）	別紙地生-1	応募書類申請票	1 枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 1）	2 枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 2）	6 枚以内 （ ）
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	2 枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算	1 枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚
	様式地生-7	成果の要旨	1 枚
	様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況	2 枚
	様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）	1 枚

（ ）当初計画時の内容 3 枚以内、今回提出時の内容 3 枚以内の計 6 枚以内とする。

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地生-6 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地生-1、様式地生-1～様式地生-9 は word ファイルの形式）で、

メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表 4.1 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
一般研究（FS 研究からの移行課題）に関する提出期限
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 6) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 移行評価

FS 研究については、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。評価は、有識者からなる評価委員会において表 4.2 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応

じませんので予めご了承下さい。

なお、移行評価の結果、F S 研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S 研究から一般研究（新規）への移行を決定します。

移行評価	・ 令和 5 年度 F S 研究が対象 ・ 書面，ヒアリング：令和 6 年 1 月～3 月（予定）に実施 ・ 河川生態委員会による評価 ・ プレゼンテーションソフト等を用いた説明
------	--

表 4.2 地域課題分野（河川生態） 移行評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・ 以下の項目を総合的に評価	a：研究目的は達成され、十分な研究成果があり、一般研究として期待できる。 b：研究目的は概ね達成され、研究成果があり、一般研究として期待できる。 c：一定の研究成果があり、一般研究として期待できる。 d：研究成果があったとは言い難く、一般研究として期待できない。
<u>・ 目標達成度</u> ・ 当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>・ 研究計画</u> ・ 研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・ 研究成果</u>	
<u>（１）課題解決性</u> ・ 地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決を図る実施計画案を策定することができたか。	a：課題解決が図られる見込みが十分ある。 b：課題解決が概ね図られる見込みがある。 c：課題解決が必ずしも図られるとは限らない。
<u>（２）新規性・将来性</u> ・ 河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

移行評価の評価結果等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.3 に示す書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生- ）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- 直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）
 - ・ 人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
 - ・ 諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
 - ・ 旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
 - ・ 庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）
- 諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.3 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

4.2.2. 中間評価時および事後評価時

(1) 技術研究開発課題

令和 5 年度以前に新規採択され、令和 6 年度以降に継続して技術研究開発を行う一般研究に限ります。

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究（R4 年度 FS 研究から R5 年度に一般研究へ移行したもの）
- ・河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究
- ・大規模な洪水攪乱下での河川構造の複雑性の機能と河川生態系の保全・回復に関する研究
- ・河川・湖沼における大規模な水位変動が陸域・海域との連続性を含めた生態系に及ぼす影響の解明と防災・減災も意識した健全な生態系の保全・再生の手法に関する研究

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 6 年 1 月～令和 6 年 3 月 中間評価（書面・ヒアリング）

令和 6 年 3 月（予定） 継続の可否決定、公表

令和 6 年 3 月～令和 6 年 5 月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和 6 年 11 月～令和 6 年 12 月 研究集会での発表

令和 7 年 1 月（予定）（次年度に継続して応募する場合） 継続課題の様式提出

令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月 中間評価（ヒアリング） 継続の可否決定、公表
以降、技術研究開発年度 11 月～12 月 研究集会での発表

技術研究開発年度の 1 月（予定）継続課題の様式提出

技術研究開発年度の 1 月～3 月 中間評価（ヒアリング）

技術研究開発完了年度の翌年度 4 月以降 事後評価（ヒアリング）

(3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 4.4 のとおりです。

表 4.4 地域課題分野（河川生態） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
------	----	--------	------

4. 河川生態部門公募要領〔継続課題〕

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.2. 中間評価時および事後評価時

地域課題分野（河川生態）	別紙地生-1	応募書類申請票	1 枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 1）	2 枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 2）	6 枚以内 ()
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	2 枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算	1 枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各 2 枚
	様式地生-7	成果の要旨	1 枚
	様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況	2 枚
	様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）	1 枚

() 当初計画時の内容 3 枚以内、今回提出時の内容 3 枚以内の計 6 枚以内とする。

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地生-6 は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（別紙地生-1、様式地生-1～様式地生-9 は word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限： 表 4.4 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはありません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 6) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

中間評価・事後評価は、有識者からなる評価委員会において表 4.5、表 4.6 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては研究を打ち切ります。

中間評価	・一般研究（継続）が対象 ・書面・ヒアリング：各技術研究開発年度の1月～3月に実施 ・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明
事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度4月以降に実施 ・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は郵送とします。

4. 河川生態部門公募要領〔継続課題〕

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.2. 中間評価時および事後評価時

・提出期限：

< 中間評価 >

（表 4.4 の中間評価提出書類）

別紙地生-1、様式地生-1～様式地生-9 の提出期限は別途連絡します。

< 事後評価 >

（表 4.4 の事後評価提出書類）

様式地生-7、地生-8、地生-9 委託研究実施期間の末日まで

（表 4.7 の事後評価提出書類）

契約図書に規定する成果品、様式地生-10、地生-11 委託研究実施期間の末日まで

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

表 4.5 地域課題分野（河川生態） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>・技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>・研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 4.6 地域課題分野（河川生態） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。
------------------------------	--------------------------

4. 河川生態部門公募要領〔継続課題〕

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.2. 中間評価時および事後評価時

	B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
・目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
・研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
・研究成果	
（１）課題解決性 ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
（２）新規性・将来性 ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
 なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.7 に示す書類を契約機関に提出してください。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生- ）を参照してください。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- 直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）
- ・ 人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政

4. 河川生態部門公募要領〔継続課題〕

4.2. 地域課題分野（河川生態）

4.2.2. 中間評価時および事後評価時

法人等の職員は計上できない。）

- ・ 諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・ 旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・ 庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）
- 諸経費（上記の直接費×諸経費率（30％）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.7 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果 提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による）	-
	-	その他（契約図書による）	-
	様式地生-10	河川砂防技術研究開発【成果概要】 （最終年のみ）	10 枚程度
	様式地生-11	河川砂防技術研究開発 【成果の要点】（最終年のみ）	4 枚

5. 海岸技術部門 公募要領

5.1. 公募概要

海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

地域課題分野（海岸）

地域課題分野（海岸）の技術研究開発公募は、国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

5.2. 海岸技術分野

令和6年度に継続する課題はありません。

5.3. 地域課題分野（海岸）

(1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマ（指定型課題）で、令和6年度も技術研究開発を行うものに限ります。

課題名	「河川から海岸への土砂移動の連続性を実現するための河口部等の地形変化計算モデルに関する研究開発」
-----	--

(2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和6年2月8日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月	中間評価（ヒアリング）
令和7年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和7年12月～令和8年2月	中間評価（ヒアリング）
令和8年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和8年3月～令和8年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き

契約締結後

令和9年6月

委託契約による技術研究開発の実施

事後評価（ヒアリング）

(3) 審査書類

応募書類、提出書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表5.1、表5.2のとおりです。

表 5.1 地域課題分野（海岸） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（海岸）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-2	地域課題分野（海岸） 応募様式（その1）	2枚以内
	様式海岸-3	地域課題分野（海岸） 応募様式（その2）	3枚以内
	様式海岸-4	地域課題分野（海岸） 応募様式（その3）	1枚以内
	様式海岸-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海岸-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式海岸-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式海岸-7は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 5.2 地域課題分野（海岸） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野（海岸）	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式海岸-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

a) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

b) 提出方法

電子データ（様式海岸-1～様式海岸-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

c) 審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 5.1、表 5.2 に示す様式申請票、様式海岸-1～様式海岸-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 5.2 に示す様式海岸-1、様式海岸-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・ 提出期限（中間）：

様式申請票、様式海岸-1～様式海岸-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・ 提出期限（事後）：

様式海岸-1、様式海岸-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・ 提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、＜別添資料 3＞の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。

提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。が、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 5.3 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切ることがあります。

中間評価	・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 5.3 地域課題分野（海岸） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>・技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>・研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を海岸行政へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

b) 事後評価

事後評価については表 5.4 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

表 5.4 地域課題分野（海岸） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）
<u>・目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>・研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>・研究成果</u>	
<u>（１）技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）導入可能性</u> ・研究成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費

5 . 海岸技術部門 公募要領〔継続課題〕

5.3. 地域課題分野（海岸）

- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

委託研究契約書

- 5 受託者が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。
- 6 受託者は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（履行体制の把握）

第 4 条 受託者は、前条第 3 項及び第 6 項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第 4 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第 5 条 受託者は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 委託者は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受託者と協議するものとする。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第 6 条 委託者は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不適当となったときは、委託者と受託者とが協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
- 3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。
- 4 第 1 項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第 7 条 受託者は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第 9 条 受託者は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、委託者が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 委託者は、第 2 項（第 4 項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 受託者は、第 5 項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を委託者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第 10 条 受託者は、前条第 7 項により、成果品の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して、遅延日数に応じ年 2.5 パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（知的財産権の範囲）

- 第 11 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と受託者とが協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第 12 条 委託者は、契約締結日に受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により委

託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるものとする。

- 一 受託者は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第 14 条の規定に基づいて、その旨を委託者に報告する。
 - 二 受託者は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 三 受託者は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
 - 四 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 五 受託者は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、受託者は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を委託者に提出するものとする。
- 一 受託者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受け権利を受託者が承継した旨を記載した書面。
 - 二 前号の知的財産権を受け権利を受託者が委託者に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
 - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 受託者は第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の管理）

- 第 13 条 受託者は、前条第 2 項に該当する場合、前条第 2 項の書類の提出後、委託者の指示に従い、受託者は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを委託者の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 委託者は、前項の場合において、受託者に対し、受託者が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 受託者は、当該委託研究に係る委託者の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、委託者より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

（知的財産権の報告）

- 第 14 条 受託者は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から 60 日以内に、産業財産権出願通知書を委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第 23 条第 6 項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成○年度国土技術政策総合研究所「○○」委託研究、産業

技術力強化法第 17 条の適用を受ける特許出願）」

- 3 受託者は、第 1 項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に、産業財産権通知書を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から 60 日以内に、著作物通知書を委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から 60 日以内に、知的財産権実施届出書を委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第 15 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を委託者以外の第三者に移転する場合には、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

- 2 受託者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を委託者に提出し委託者の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 TLO（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

- 3 受託者は、第 1 項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第 16 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、第 12 条第 1 項、第 18 条及び第 19 条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

（知的財産権の放棄）

第 17 条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

（知的財産権の帰属の例外）

第 18 条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて委託者に帰属する。

- 2 第 12 条第 2 項及び前項の規定により著作権を受託者から委託者に移転する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（ノウハウの指定）

第 19 条 委託者及び受託者は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（職務発明規程の整備）

第 20 条 受託者は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が受託者に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

（残存物件の返還）

第 21 条 受託者は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

（契約の解除及び違約金等）

第 22 条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」（平成 30 年 4 月 16 日国総研達第 24 号）に規定する研究活動の不正行為を行ったと認められるとき。
- 四 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 20 年 10 月 21 日国土交通省制定）等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。
- 五 受託者（受託者が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

（委託料の経理及び監査）

第 23 条 受託者は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類（以下「証拠書類等」という。）に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 受託者は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第 2 四半期及び第 3 四半期終了後 30 日以内に委託者に報告しなければならない。

- 4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 受託者は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受託者は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第25条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について委託者と受託者とが協議するものとする。
- 二 受託者は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、特段の理由がある場合を除き、その内容が委託者の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、委託者と受託者とが協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 茨城県つくば市旭1番地
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長 〇〇 〇〇 印

受託者 住所

氏名 _____ 印 _____

< 別添資料 2 >

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の○○研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○の○○研究○○大学

○○の○○研究○○大学

2 前項に規定する分担研究の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体

代表者

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

< 別添資料 3 >

申請事項変更届

令和____年____月____日

殿

研究代表者：_____

所属：_____

役職：_____

E-mail: _____

の変更について（河川砂防技術研究開発公募：_____分野）

が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（ 6 ）注意事項の 5 ）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：_____

変更の内容：_____

変更の理由：（ _____ ）による

その他：

申請事項変更届

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局
〇〇 〇〇 殿

研究代表者：国土 太郎
所属： 〇〇大学
役職： 教授
E-mail: xxxx@xxxx.ac.jp

所属 の変更について（河川砂防技術研究開発公募： 河川技術・流域管理 分野）

研究代表者である私、国土太郎の所属 が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（６）注意事項の５）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名： 〇〇〇〇〇〇に関する技術研究開発

変更の内容：研究代表者の 所属 を 大学 より 〇〇大学 に変更

変更の理由：（ 令和〇年〇月〇日付け人事異動 ）による

その他：

前所属である 大学、新所属である 〇〇大学及び共同研究者に上記内容を了解いただいております研究の実施体制に影響はありません。